

令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人フォイボス
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和元年12月6日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項に対する改善が不十分であるので、早急に改善すること。
- ・ 会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 評議員選任・解任委員会委員の任期について、評議員選任・解任委員会運営細則第4条において、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までと規定しているが、委嘱状では平成29年3月16日から平成33年6月の定時評議員会終結時までとしていた。</p> <p>については、評議員選任・解任委員会委員の任期について、評議員選任・解任委員会運営細則との整合性を図ること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">（評議員選任・解任委員会運営細則第4条）</p>	<p>評議員選任・解任委員会運営細則の見直しを行い、評議員選任・解任委員会委員の任期について、運営細則との整合性を図る。</p>
<p>2 理事及び監事の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>については、理事及び監事の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">（法第44条第1項により準用される第40条第1項、審査基準第3の1（5）、（6））</p>	<p>令和元年度更新時に欠格事由に該当するか等の確認を行っていなかった。改めて、誓約書を作成し書面で徴する。</p>
<p>3 事務決裁規程第3条において、合併等の事項が理事会の専決事項として規定されていた。</p>	<p>事務決裁規程を修正し、理事会で承認を得た。</p>

	<p>については、合併等の事項は、法令及び定款において評議員会の決議を要する事項として規定されていることから、法令及び定款に則った法人運営となるよう、理事会の承認を得て、事務決裁規程を改正すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(法第45条の9第7項及び第45条の35、定款第10条及び第38条、事務決裁規程第3条)</p>	
4	<p>登記事項の変更登記が次のように遅延していた。</p> <p>① 理事長の変更(重任)(変更日:令和元年6月10日、登記日:令和元年7月4日)</p> <p>② 資産の総額(登記日:令和元年7月17日)</p> <p>については、組合等登記令(昭和39年3月23日政令第29号)第3条第1項の規定に基づき、理事長の変更(重任)登記は、変更から2週間以内に、同条第3項の規定に基づき、資産の総額の変更登記は、会計年度終了後3か月以内(毎年度6月末日まで)に行うこと。</p> <p>なお、本件については、過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(組合等登記令第3条第1項及び第3項、法第29条)</p>	<p>① 理事長の変更登記について、今後は遅延しないよう登記を行う。</p> <p>② 資産の総額の変更登記についても、遅延しないよう6月末までに登記を行う。</p>
5	<p>職員負担分社会保険料立替金などの現金収入が現金出納帳ではなく小口現金出納帳に記帳されていた。</p> <p>小口現金出納帳は、日々の常用雑費の支払のために使用するものである。一方で現金出納帳は、法人が現金で収入又は支出を行う際、金銭を一時的に管理するために使用するものである。</p> <p>については、各補助簿の持つ意味を理解した上で、小口現金出納帳及び現金出納帳の管理を適切に行うとともに、補助簿の記録と総勘定元帳の記録が一致するよう正確な事務の執行に努めること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第11条)</p>	<p>経理規程に基づき、小口現金出納帳及び現金出納帳の管理を適切に行い、正確な事務執行に努める。</p>
6	<p>社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、決算額が予算額を超過している科目があ</p>	<p>今後は、補正予算の調製を適切に行い、予算超過が起らないよう努める。</p>

	<p>った。</p> <p>については、予算変更の必要がある場合には、必要額を精査した上で補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。</p> <p>なお、補正予算を調製することを要しない軽微な乖離の範囲についても、規程や予算等において定めておくべきものであることを申し添える。</p> <p>おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(留意事項 2 (2)、定款第 31 条、経理規程第 20 条)</p>	
--	--	--